

## 5 助成対象者

区内に住所を要する事業所等が、その事業を行う場所・事務所に新たに対象機器等を導入する場合で以下の項目に該当する方が対象となります。

リース・レンタルは除きます（ただし、LED照明機器改修については、この限りではありません）。

- ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ・中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
- ・社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人 ・私立学校法第3条に規定する学校法人
- ・医療法第39条に規定する医療法人 ・宗教法人法第4条に規定する宗教法人
- ・地方自治法第260条の2に規定する認可地縁団体その他これに準ずる団体
- ・その他上記以外の団体であって、区長が特に必要と認めるもの。
- ・【工場】【指定作業場】の場合：「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」による認可等を受けていること。

以下の要件をすべて備えた方が対象です。

- (1) 令和7年度の特例区民税・都民税・森林環境税又は、直近の法人住民税を滞納していないこと。
- (2) 賃貸又は使用貸借の場合は、建物の所有者から対象機器等を導入することについて同意を得ていること。
- (3) 対象機器等の導入について、区で実施している他の制度による助成を受けていないこと。
- (4) 申請時点から過去10年間に於いて、同じ建物・同じ種類の機器等に対して既にかつしかエコ助成金制度に基づく区の助成を受けていないこと。
- (5) 対象機器等を導入する建築物は、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (6) 太陽光発電システムの場合は、申込者が系統連系の契約を結ぶこと。
- (7) 助成金交付後に代金還元（キャッシュバック）を受けないこと。
- (8) 太陽光発電システムに係る助成対象者にあつては、発電した電力の一部又は全部を設置した区内に存する事業所に使用すること。

## 6 必要書類

別紙（機器別の申請の手引き）をご覧ください。

## 7 完了報告の提出期限

最終提出期限：令和9年12月28日（火）必着（期限厳守）

- \* 期限を過ぎた場合、助成金の交付ができなくなりますのでご注意ください。
- \* 天災等やむを得ない事由で提出が遅れる場合は、必ず事前にご相談ください。
- \* ご連絡なく、提出期限後に郵送にて提出があった場合は返送させていただきます。

## 8 その他 注意点

- ・事前協議書提出後、やむを得ないご事情以外の申請内容の変更は、原則認めません。
- ・滞納がないことの証明書として「納税証明書」が必要です（「課税証明書」ではないため、ご注意ください）。
- ・助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・導入する対象機器は未使用品であること。
- ・役所等の発行する証明書類は発行後3か月以内のものを用意ください。
- ・国や都の補助制度との併用も可能です（他の補助金額との合計が助成対象経費を上回る場合は、上回る額を減額します）。
- ・同時に2項目以上を申し込む場合、事前協議書や納税証明書等は一部で構いません。
- ・申請者＝事業者（法人又は個人事業主）＝領収書の名義人＝助成金の振込名義人 であること。
- ・申請書類の返却はできません。提出する書類は必ず写し（コピー）を取り控えとして保管しておいてください。
- ・郵送の場合、区への到達日が受付・受理日となります。消印が申請期限内であっても到達が申請期限を過ぎた場合は助成金交付期限内に提出されたものと認められませんのでご注意ください。
- ・申請書類に不備があった場合、電話にて修正や書類の提出依頼をいたします。不備のないよう、よくご確認ください。また、修正や書類提出の連絡をした日から3か月経過しても、申請書類に不備がある場合、申請は取消とし、書類は破棄させていただきます。ご注意ください。

## 9 申請及び問い合わせ先

葛飾区 環境部 環境課 環境計画係（区役所4階410番窓口）  
〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号  
TEL：03-5654-8228 又は 03-5654-8531

よくあるご質問  
はこちら



混雑緩和のため、郵送による申請にご協力ください。  
郵便事故防止のため配達状況を確認できる方法でお送りください。

令和8年度

事業所用（事前協議分）

## かつしかエコ助成金のご案内

～再生可能エネルギーの利用促進や、省エネ・節電対策として、太陽光発電システムや省エネ機器などを導入する際、費用の一部を助成します～

- ◆個人住宅や集合住宅への導入については、「個人住宅用」「集合住宅用（事前協議分）」をご覧ください。
- ◆充電設備（普通・急速）等の事後申請についてはHPをご覧ください。

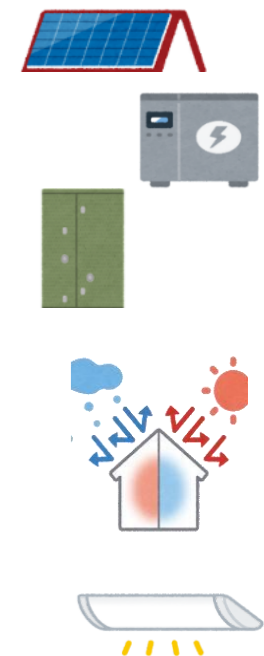
## 1 申込受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

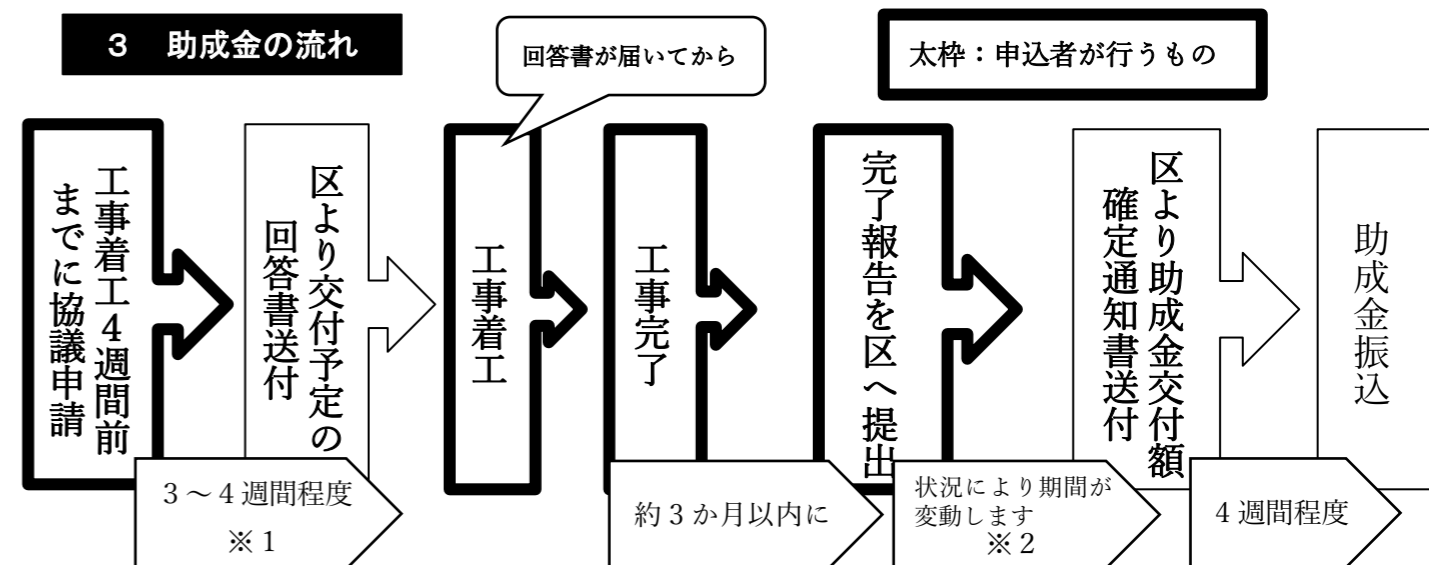
（工事着工4週間前までにお申し込みください。）

## 2 対象機器

- 1 太陽光発電システム
- 2 蓄電池
- 3 ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H）
- 4 宅配ボックス
- 5 高反射率塗装
- 6 断熱改修
- 7 LED照明機器改修
- 8 換気設備機器
- 9 省エネ型小規模燃焼機器等



## 3 助成金の流れ



- ※1 申請の内容や添付書類によっては、目安よりも審査に時間がかかる可能性があります。
- ※2 通常、3～4週間程度で処理していますが申請が集中した場合は、交付額確定通知書の送付までの期間が長くなる場合があります。（令和7年度は、お支払いまで最大で6か月程度お待ちいただきました。）  
現在のお支払いまでの期間はホームページでご案内しています。
- ※1※2 回答書や通知書の発送日に関する個別の質問には対応できません。  
混雑緩和のため、ご協力お願い致します。



4 要件と助成金額			
申込の時期：設置工事前			
対象機器等	要件等	算出方法	限度額
	*項目ごとのすべての要件を満たすこと		
太陽光発電システム *申込者が系統連系の契約を結ぶこと *事業所等の上屋等に設置すること	・太陽電池の公称最大出力合計が3kW以上であること。 ・発電した電力の全量を売電することを目的としていないこと。 ・財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けたものまたは国際電気標準会議（IEC）の IEC EE-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証を受けたもの。	6万円/kW	60万円
蓄電池 *定置型のもの	国が実施するまたは実施していたネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業において、当該事業の執行団体（環境共創イニシアチブ（SII））に補助対象機器として登録されているもの。	助成対象経費の1/4	100万円（10kWh未満：20万円）
◆併設加算 併設の対象となるいずれかの機器の申請が条件です	太陽光発電システム・蓄電池併設	一律5万円	
ビークル・トゥ・ホームシステム（V2H） *電気自動車等からの電力を、分電盤を通じて建築物の電力として使用するために必要な機能を持つシステム	国が実施する又は実施していた次の事業において、当該事業の執行団体（（一社）次世代自動車振興センター）に対象製品として登録されているもの ・クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金	本体価格の1/3	15万円
宅配ボックス *業者による設置工事を伴うもの	・施錠できる構造となっていること（南京錠で施錠するものは除く）。 ・3辺の合計が75センチメートル以上の荷物が投函できる大きさがあること。 ・設置する機器は袋式及びおりたたみ式でないこと。 ・業者の設置工事により移設できないよう固定されていること。（申請者自らが設置できるものは対象外）	助成対象経費の1/2（「IoT」対応*：助成対象経費の2/3） *宅配ボックス自体がインターネットに接続しているタイプの製品で、スマートフォンへの通知機能があるもの	5万円（IoT対応：15万円）
高反射率塗装（屋根等・壁） ★改修のみ *屋根は屋上等を含む	日射反射率（近赤外線領域）が70%以上又は同等以上の性能であること。	助成対象経費の1/4又は施工面積（㎡）×1,000円（助成単価）のいずれか小さい額	40万円
断熱改修（外壁、屋根、天井、床、窓） ★改修のみ	外壁、屋根、天井の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R値）が2.7以上であること。床の断熱改修においては、設置する断熱材の熱抵抗値（R値）が2.2以上であること。窓の断熱改修においては、ガラスの熱貫流率が2.3（W/㎡・K）以下であること。	助成対象経費の1/4	40万円

※助成対象経費：対象となる機器等の本体価格＋工事代

- ・V2Hの「本体価格」とは、設置工事費や電力切替盤等付属品の価格は含みません。
  - ・助成対象者が自ら設置工事等を行う場合、助成対象物の本体及び資材に係る費用を「助成対象経費」とします。
- ※高反射率塗装、断熱改修、LED照明機器改修、省エネ型小規模燃焼機器等への改修、その他小エネルギー診断及び節電診断の結果に基づき導入する省エネルギー・節電設備への改修については、築1年以上を経過した建物を対象とします。

申込の時期：設置工事前			
対象機器等	要件	算出方法	限度額
	*項目ごとのすべての要件を満たすこと		
LED照明機器改修 ★新設は対象外 ★電球のみの改修は対象外 ★助成対象経費が10万円以上の改修であるもの	蛍光灯等LED照明以外からの変更であり、固有エネルギー消費効率・平均演色評価数Ra・モジュール寿命が以下の基準以上のものであること。ただし、LED誘導灯器具への変更の場合は以下の基準を満たすものであること。リースの場合は、リース契約期間が5年以上であること。  【LED照明器具（本体および電球の改修）】 ・固有エネルギー消費効率 80 lm/W ・平均演色評価数Ra 70 ・モジュール寿命 40,000時間  LED照明機器/非常灯機器（常時点灯型に限る）  LED誘導灯器具 東京都 中小企業向け「省エネ促進税制対象機器」として指定されていること。	助成対象経費の1/2	50万円
換気設備 ★改修・新設も対象	熱交換型換気設備（以下（あ）及び（い）の要件を満たすもの） （あ）JIS B 8628 に規定されるものであること。 （い）熱交換率が40%以上であること。	助成対象経費の1/4	100万円
省エネ型小規模燃焼機器等への改修（小型ボイラー、ガス発電給湯器、燃料電池） ★改修のみ	・小規模燃焼機器にあつては、東京都低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定制度において、認定対象機器として指定されていること（「認定機器・事業者一覧」に掲載されている機器であること）。 ・ガス発電給湯器にあつては、以下の要件を満たすものであること。 ①ガスエンジンユニットのJIS基準（JIS B 8122）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。 ②貯湯容量が90リットル以上の貯湯ユニットを有するものであること。 ・燃料電池コージェネレーションシステムにあつては、以下の要件を満たすものであること。 ①1台当たりの発電能力が定格0.3kW以上のものであること。 ②貯湯容量が20リットル以上の貯湯ユニットを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるものであること。 ③JIS基準（JIS C 8823）に基づく総合効率がLHV基準で80%以上であること。	助成対象経費の1/4	100万円 ※発電能力が定格1.5kWまでの燃料電池を導入する場合は、住宅対象の助成金額と同額の5万円を1台まで適用する。
その他省エネルギー診断及び節電診断の結果に基づき導入する省エネルギー・節電設備への改修 ★改修のみ	東京都地球温暖化防止活動推進センター若しくは財団法人省エネルギーセンター若しくは東京都に登録された地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネルギー及び節電診断に基づき導入する省エネルギー・節電設備であること。	助成対象経費の1/4	100万円

※太陽光発電システムの最大出力、高反射率塗装の施工面積は、すべて計算し終わって、合計を出す段階で小数点以下第3位を四捨五入します。

◆併設加算の要件 次の①、②のいずれかに該当すること。

- ①一方の既に設置済（既設）の機器に併設する場合 ②両方の機器を同時に設置する場合
- （1）発電システム 既設の要件 次の①～③のいずれかに該当すること。
- ①令和8年度の太陽光発電システムの要件に該当すること
  - ②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの
  - ③財団法人電気安全環境研究所（JET）の太陽電池モジュール認証を受けていたもの又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による認証を受けていたものであり、太陽電池の公称最大出力合計が1kW以上であること
- （2）蓄電池 既設の要件 次の①、②のいずれかに該当すること。
- ①令和8年度の蓄電池の要件に該当すること ②かつしかエコ助成金（平成24年度～）で助成を受けたもの